

春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第32号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後				改正前			
(特定任期付職員の給与に関する特例)				(特定任期付職員の給与に関する特例)			
第7条				第7条			
号給		給料月額（円）		号給		給料月額（円）	
1		<u>374,000</u>		1		<u>373,000</u>	
2		<u>422,000</u>		2		<u>421,000</u>	
3		<u>472,000</u>		3		<u>471,000</u>	
4		<u>533,000</u>		4		<u>532,000</u>	
5		<u>608,000</u>		5		<u>607,000</u>	
(特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例)				(特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例)			
第8条				第8条			
職務の級	1級	2級	3級	職務の級	1級	2級	3級
給料月額 （円）	<u>158,300</u>	<u>170,100</u>	<u>187,200</u>	給料月額 （円）	<u>156,800</u>	<u>168,600</u>	<u>185,800</u>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項及び第8条第1項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。